意見案第15号

免税軽油制度の継続を求める意見書について

上記意見案を別紙のとおり富津市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年9月24日

提出者	富津市議会議員	鈴	木	幹	雄
賛成者	同	+	Ш	敬	Ξ
	同	平	野	良	_
	同	竹	内		洋
	同	平	野	明	彦
	同	岩	﨑	剛	久
	同	長谷川			剛

富津市議会議長 福原敏夫 様

免税軽油制度の継続を求める意見書

免税軽油制度は地方税法の改正によって、このままでは平成24年3月末で廃止される状況にある。

免税軽油制度は、道路を走らない機械に使う軽油については軽油引取税(1リットルあたり32円10銭)を免税するという制度で、農業用の機械(耕運機、トラクター、コンバイン、栽培管理用機械、畜産用機械など)や船舶、倉庫で使うフォークリフト、重機など道路を使用しない機械燃料用の軽油は、申請すれば免税が認められてきたため、これまで農業・漁業など幅広い業種に貢献してきたものである。

本制度がなくなれば、軽油を大量に使う畜産や野菜、園芸農家などの農業及び漁業関係をはじめ多くの業種への影響は深刻である。

特に、地域産業の振興と食料自給率を向上させる観点からも有効であり、その継続が強く望まれているところである。

よって、国においては、免税軽油制度の継続を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月24日

千葉県富津市議会議長 福 原 敏 夫

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 経済産業大臣 農林水産大臣 財務大臣

あて